

経営者・部門責任者向けセミナーのご案内

法改正への対応待ったなし！義務化への対応準備はお済みですか？

同一労働同一賃金

判例に基づく中小企業法改正対応の実務

10月最高裁
判決対応

義務化に向けた
対応方法

自社に必要な
実務対応

従業員への
説明義務対応

弊所では、企業経営者様、部門担当者様に、問題社員対応、ハラスメント等の労務分野を始めとする企業法務に関する幅広いテーマのセミナーを定期開催しています。今回のテーマである、2021年4月より中小企業にも適用となり対応必須となる同一労働同一賃金の法改正は、パートや契約社員のみならず、定年後の継続雇用者や派遣労働者の待遇差の是正も求められる重要なものとなっています。そして今回のテーマに関連して本年10月15日に日本郵政事件・メトロコマース事件・大阪医科薬科大学事件の最高裁判決が出揃いました。本格的に実務対応が待ったなしの状況に備えて、本セミナーでは最高裁判決を踏まえ4月の法改正適用に間に合うように自社での対応方法について解説します。

日時

12月3日(木)

15:00～17:00

受付開始：14:30より

料金

無料

会場

大阪国際ビルディング
大阪府中央区安土町2丁目3-13
16階1607号室

セミナーのお申込みは下記を記載のうえ、FAXでご送信下さい。FAX：06-4708-6203

貴社名		参加者名	参加人数： 名
メールアドレス		@	
ご住所		電話番号	

詳細は裏面をご覧ください

主催

〒541-0053 大阪府中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田



セミナー概要

セミナー 解説内容

▶ 論点整理

- ・パートタイム・有期雇用労働法概説
- ・同一労働同一賃金ガイドラインの解説

▶ 実務上の対応方法

- ・各手当ごとの検討ポイント
- ・待遇規定の作成
- ・従業員への説明義務について

▶ 重要判例解説

- ・日本郵便事件最高裁判決
判決概要・実務対応
- ・大阪医科薬科大学事件最高裁判決
判決概要・実務対応
- ・メトロコマース事件最高裁判決
判決概要・実務対応

開催要項

- 開催日：2020年12月 3日(木)15:00～17:00
- 会場：大阪国際ビルディング16階1607号室
- 受付開始：14:30より
- 住所：〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
- 受講料：無料
- 講師：グロース法律事務所 谷川・徳田

申込締切
12月1日(火)



講師紹介

【学歴】

立命館大学法学部卒業
立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了
司法修習

54期（平成13年10月弁護士登録）

【役職等】

経営革新等支援機関(2013年3月21日・近財金1第107号・
20130228近職第20号)

認定事業再生士（CTP）

認定ハラスメント相談員
（一般財団法人日本ハラスメントカウンセラー協会）

【所属団体】

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会

経営法曹会議

吹田商工会議所

【講演歴】

中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき対応
策(H24.9.12大阪弁護士会) 等多数

【学歴】

同志社大学文学部卒業
立命館大学法科大学院修了
司法修習 63期（平成22年12月弁護士登録）

【所属団体】

一般社団法人 大阪青年会議所

【講演歴】

- ・必ず役に立つ相続・後見セミナー
 - ・労務トラブルでの証拠の残し方
 - ・社会福祉法人の理事長・理事・幹部様向け人事労務セミナー
 - ・債権回収において知っておくべき3つのポイント
 - ・いざという時からは間に合わない？債権回収時に「必ず」知っておくべき事項～
 - ・社会保険労務士様向けハラスメント対策実務勉強会
 - ・社会福祉法人向け実務セミナー～介護・保育事故の実務～
 - ・業務委託契約書の重要チェックポイント
- 等多数



グロース法律事務所
弁護士 谷川 安徳



グロース法律事務所
弁護士 徳田 聖也

メールマガジンのご案内

弊所では、企業経営で必要となる情報や、弊所セミナーの開催情報を、定期的にメールマガジンで配信をしております。会社経営において、法的リスクから守り、経営を盤石にする視点でお送りをさせていただいております。右記のQRコードよりご登録をいただき、御社の健全な事業活動の発展にお役立ていただけますと幸いです。



主催

〒541-0053 大阪市中央区本町2丁目3番8号 三甲大阪本町ビル10階
TEL：06-4708-6202 担当：谷川・徳田

